

作成日：2009年09月25日

改訂日：2018年07月01日

安全データシート（追加情報）

1. 化学品及び会社情報

製品名：フジワンモンカット粒剤

会社名：日産化学株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目5番1号

担当部門：農業化学品事業部企画開発部登録グループ

電話番号：03-4463-8310 FAX番号：03-4463-8331

緊急連絡電話番号：農薬中毒事故時の問合せ先 公益財団法人日本中毒情報センター

中毒110番	一般市民専用電話 (情報提供料：無料)	医療機関専用有料電話 (一件2,000円)
大阪 (365日・24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日・9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

用途及び使用上の制限：農薬（殺菌剤）、農薬登録内容以外の使用は不可

本製品に関するその他の情報については、次ページ以降の安全データシート（SDS）

「フジワンモンカット粒剤」（日本農薬株式会社、改訂日：2017年2月15日（V.12））を参照してください。

作成日: 1997年7月1日

改訂日(V.12): 2017年2月15日

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称: フジワンモンカット粒剤

会社名: 日本農薬株式会社  
 住所: 〒104-8386 東京都中央区京橋 1丁目 19番 8号 京橋OMビル  
 担当部門: 環境安全部  
 TEL. 03-6361-1426, FAX. 03-6361-1451  
 e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp

緊急連絡電話番号: (平日) 03-6361-1426 (環境安全部)  
 (休日、夜間) 04-2929-8961 (ALSOK)

推奨用途及び使用上の制限: 農薬(殺菌剤)、農薬登録の範囲外の使用は不可

SDS番号: 528-47(M138)

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

物理化学的危険性	自然発火性固体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	区分外
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
	発がん性	区分1
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(呼吸器系、腎臓)
環境有害性	水生環境有害性(急性)	区分3
	水生環境有害性(長期間)	区分3

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
 皮膚刺激  
 重篤な眼の損傷  
 発がんのおそれ  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
 臓器(呼吸器系)の障害のおそれ  
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器系、腎臓)の障害のおそれ  
 水生生物に有害  
 長期継続的影響によって水生生物に有害

## 注意書き

## 【安全対策】

- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 粉じんを吸入しないこと。
- 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

## 【応急措置】

- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断を受けること。
- 気分が悪いときは、医師の診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断を受けること。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

## 【保管】

- 施錠して保管すること。

## 【廃棄】

- 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)：

- 1) ジイソプロピル-1,3-ジチオラン-2-イリデン-マロネート (一般名 イソプロチオラン)
- 2)  $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-3'-イソプロピルキシ-*o*-トルアミド (一般名 フルトラニル)

成分及び含有量：

成分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
イソプロチオラン	12.0%	50512-35-1	8-(6)-21	—
		安衛法表示・通知対象物、化管法第一種指定化学物質		
フルトラニル	7.0%	66332-96-5	4-(7)-1442	(3)-3925
		安衛法表示・通知対象物、化管法第一種指定化学物質		
〈その他〉				
<i>N</i> -メチル-2-ピロリドン	2.0%	872-50-4	8-(1)-1014 8-(1)-1013	(5)-113
		2017年3月1日から安衛法表示・通知対象物		
脂肪族系有機化合物	16.3%	—	—	—
シリカ(非晶質、結晶質)	42.4~56.7%	112926-00-8 14808-60-7、 14464-46-1	既存物質	(1)-548
		安衛法表示・通知対象物		
酸化アルミニウム	5.0~9.4%	1344-28-1	既存物質	(1)-23
		安衛法表示・通知対象物		

酸化鉄	1.3~5.0%	1309-37-1	既存物質	(1)-357
			安衛法表示・通知対象物	
酸化カルシウム	<1.3%	1305-78-8	既存物質	(1)-189
			安衛法表示・通知対象物	
鉱物質細粒、溶剤等	残	—	—	—

#### 4. 応急措置

吸入した場合：被災者を速やかに空気の新鮮な場所に移す。異常が現れた場合には、直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱ぎ、付着部を多量の水と石けんでよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：水でよく口の中を洗浄し、コップ1~2杯の水を与える。医師の診断を受ける。意識の無い時には口から何も与えてはならない。

#### 5. 火災時の措置

消火時の注意：消火活動には適切な保護具を着用する。燃焼または高温により刺激性又は有害なガスを発生するおそれがあるので、発生するガス、煙、ミストを吸い込まないように注意する。消火水が下水や河川に流れ込まないように適切な処置をとる。

消火剤：水、粉末、泡沫、炭酸ガス  
使ってはならない消火剤：情報無し。

#### 6. 漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。適切な保護具(保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、粉じんを吸い込んだりしないようにする。漏出物が飛散しない様に集め、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。適切な保護具を着用し、粉じんを吸い込んだり、眼、皮膚に触れたりしないようにする。かぶれやすい体質の人は取扱いに充分注意する。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管：換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かない所に施錠して保管する。

#### 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具：状況に応じた適切な保護具を着用する。  
保護マスク、保護眼鏡、保護衣(長袖・長ズボン)、ゴム手袋  
作業時に着用していた衣類等は他のものと分けて洗濯する。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観:	暗黄赤色細粒
臭い:	特異臭あり。
比重:	0.80 (見掛け)
pH:	4.0~7.0
引火点:	データ無し。
自然発火性:	常温で空気と接触しても自然発火しない。

## 10. 安定性及び反応性

化学的安定性:	通常の条件下では安定。
危険な反応:	知られていない。
危険有害な分解生成物:	燃焼すると有害なガス(HF、CO、SO <sub>x</sub> 、NO <sub>x</sub> 等)が発生する可能性がある。

## 11. 有害性情報

急性経口毒性:	ラット LD <sub>50</sub> 値 (mg/kg)	♂, ♀ >5000
	マウス LD <sub>50</sub> 値 (mg/kg)	♂, ♀ >5000
急性経皮毒性:	ラット LD <sub>50</sub> 値 (mg/kg)	♂, ♀ >2000 (死亡例及び中毒症状無し)
急性吸入毒性:	1%以上含有され、毒性情報のある成分は、区分外に分類されるフルトラニルと脂肪族系有機化合物のみであることから、区分外とした。毒性未知成分量は 76.6%。	
皮膚腐食性及び皮膚刺激性:	区分 1 C に分類される酸化カルシウムを、区分 2 の濃度限界(1%以上・5%未満)の範囲で含有することから区分 2 とした。毒性未知成分量は 74.3~79.3%。	
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:	区分 1 に分類される酸化カルシウムと酸化鉄を、区分 1 の濃度限界である 3%以上含有することから区分 1 とした。毒性未知成分量は 72.3~77.3%。	
発がん性:	区分 1 A に分類される結晶質シリカ(石英)を 1.25~4.36%含有し、区分 1 の濃度限界以上であることから区分 1 とした。毒性未知成分量は 61.9~73.1%。	
生殖毒性:	区分 1 B に分類される <i>N</i> -メチル-2-ピロリドン を、濃度限界の 0.3%以上含有することから区分 1 B とした。毒性未知成分量は 78.6%。	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1 (呼吸器系)に分類される結晶質シリカ(石英)(1.25~4.36%含有)と酸化カルシウムを、いずれも区分 2 の濃度限界の範囲(1%以上・10%未満)で含有することから、区分 2 (呼吸器系)とした。酸化カルシウムは区分 2 (消化器)に分類されるが、区分 2 の濃度限界(10%)未満のため該当しない。毒性未知成分量は 72.9~85.4%。	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1 (呼吸器系、腎臓)に分類される結晶質シリカ(石英)(1.25~4.36%含有)、区分 1 (呼吸器系)に分類される酸化カルシウムおよび区分 1 (肺/吸入ばく露)に分類される酸化アルミニウムを、いずれも区分 2 の濃度限界の範囲(1%以上・10%未満)で含有することから、区分 2 (呼吸器系、腎臓)とした。毒性未知成分量は 72.9~85.4%。	

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性):	コイ、オオミジンコ、緑藻の毒性データにより区分 3 とした。
水生環境有害性(長期間):	慢性区分 2 と 3 に分類される成分含量及びその毒性値から推定し、区分 3 とした。毒性未知成分量は 80.6%。

## 生態毒性：

コイ	LC <sub>50</sub> 値/96h	39 mg/L
オオミジンコ	EC <sub>50</sub> 値/48h	23 mg/L
緑藻 <sup>#1</sup>	EbC <sub>50</sub> 値/0-72h	45.6 mg/L
	ErC <sub>50</sub> 値/24-48h	83.9 mg/L
	ErC <sub>50</sub> 値/24-72h	72.1 mg/L

(#1: *Pseudokirchneriella subcapitata*)

残留性・分解性：	製剤のデータ無し。
生体蓄積性：	製剤のデータ無し。
土壌中への移動性：	製剤のデータ無し。
オゾン層への有害性：	製剤のデータ無し。

## 13. 廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。  
空容器：内容物を使い終わった後、適切に処理する。

## 14. 輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

国連番号：	該当せず。
品名（国連輸送名）：	該当せず。
国連分類：	該当せず。
容器等級：	該当せず。
海洋汚染物質：	該当せず。
緊急時応急措置指針番号：	該当せず。

## 15. 適用法令

農薬取締法

毒物及び劇物取締法：毒物及び劇物に該当せず。

労働安全衛生法

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：

表示対象物	2017. 2. 28 まで (改正法施行前)	2017. 3. 1 から (改正法施行後)
イソプロチオラン	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)
フルトラニル	政令番号 47 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 47 (対象となる範囲 1%以上)
シリカ	政令番号 312 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 312 (対象となる範囲 0.1%以上)
酸化アルミニウム	政令番号 189 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 189 (対象となる範囲 1%以上)
酸化鉄	政令番号 192 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 192 (対象となる範囲 1%以上)
酸化カルシウム	政令番号 190 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 190 (対象となる範囲 1%以上)
N-メチル-2-ピロリドン	—	政令番号 588 の 2 (対象となる範囲 1%以上)

通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2) :

通知対象物	2017. 2. 28 まで (改正法施行前)	2017. 3. 1 から (改正法施行後)
イソプロチオラン	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)
フルトラニル	政令番号 47 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 47 (対象となる範囲 1%以上)
シリカ	政令番号 312 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 312 (対象となる範囲 0.1%以上)
酸化アルミニウム	政令番号 189 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 189 (対象となる範囲 1%以上)
酸化鉄	政令番号 192 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 192 (対象となる範囲 1%以上)
酸化カルシウム	政令番号 190 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 190 (対象となる範囲 1%以上)
<i>N</i> -メチル-2-ピロリドン	—	政令番号 588 の 2 (対象となる範囲 0.1%以上)

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質：イソプロチオラン(第一種・政令番号 191)、フルトラニル(第一種・政令番号 41)

## 16. その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252 : 2009、GHS に基づく化学物質等の分類方法
- 2) JIS Z 7253 : 2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。